

## 「解釈改憲」による集団的自衛権容認に反対する意見書

安倍首相は、「集団的自衛権の行使が認められるという判断も政府が適切な形で新しい解釈を明らかにすることによって可能であり、憲法改正が必要だという指摘は必ずしも当たらない」（２月５日、参院予算委員会）などと発言し、解釈改憲によって集団的自衛権の行使容認を進める考えを示した。これは、歴代政権の憲法解釈－現憲法下では集団的自衛権の行使は禁止される－を否定し、「海外で戦争する国」に足を踏み出そうというものである。

また、首相は、「最高の責任者は私だ。私が責任者であって、私たちは選挙で国民から審判を受ける」（２月１２日、衆院予算委員会）などと述べ、首相が自由に憲法の解釈を変更できるかのような発言を行った。これは、最高法規としての憲法の在り方、立憲主義を否定する危険な考えである。

２００４年６月１８日、小泉内閣は、「憲法解釈を便宜的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねない」との閣議決定を行った。

国民主権の立場で国家権力を制限し、国民の人権を守るのが憲法の本質的役割であり、立憲主義の原理である。このような憲法の本質に照らして、憲法の解釈は権力者の恣意に任せられることがあってはならない。憲法の改定は、国民主権の下、厳格な要件のもとでの国会発議に基づき国民投票にかけられて初めて可能（憲法第９６条）である。

集団的自衛権行使容認をめぐる安倍首相の国会答弁に対して、護憲、改憲の立場を超えて、国内外から批判や反対の声が相次いでいる。「立憲国としてとても考えられない」（古賀元自民党幹事長）という声や米紙ニューヨーク・タイムズ２月１９日付社説は、「立法主義の観点からは、正道を外れた見解」であり、「法の支配そのものに挑戦するもの」であると報じている。３月１７日行われた自民党の総務懇談会では、出席者の中から「党内論議なくして閣議決定に至ってはいけない」という慎重論まで出ている。

また、「九条の会」が昨年１０月に発表したアピール「集団的自衛権行使による『戦争する国』づくりに反対する国民の声を」に対して、憲法学者や宗教関係者、俳優など各界の著名人８２９人（２月１４日現在）が賛同しているように、集団的自衛権行使に反対する国民世論はさらに高まっている。

よって、町田市議会は、立憲主義を否定する「解釈改憲」による集団的自衛権容認に反対するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づいて意見書を提出する。